特定農林水産物等登録簿

村 足 展 প 小 生 初 寺 望 郊 得				
登録番号	第 78	3 号	登録年月日	令和元年5月8日(2019年5月8日)
申請番号	第 14	0 号	申請年月日	平成 29 年 8 月 29 日 (2017 年 8 月 29 日)
特定農林水産物等の 区分		第一類 農産物類 穀物類 (大豆)		
特定農林水産物等の 名称		を用 もち 大豆、Sayo Mochidaizu		
特定農林水産物等の 生産地		兵庫県佐用郡佐用町		
特定農林水産特性	医物等の	大でなじ、るくい含る、くしさ豆あ大品め大がな。む。こ評たれ	でる位種と豆、る位この価豆、、。でとしに「作がと こさ腐一加 平比た含佐用大で とれは般熱 均較糖ま用がき、 はて、財 直す質れもあく加 、お大団 た 粒る含るちる吸熱 大り豆法	」は、佐用町内のみで生産している在来種の時のもちもちとした独特の食感が最大の特徴重が 40g を超え、県内で流通している一般的と、第重量が重した。 3 割重量が重により割合に、り割合が重により割合ができると、加熱すると保水の大豆にが増したで多いで、がよると、加熱すると保水の大豆にからないが、ないないが、ないないが、ないないが、ないないが、ないないが、ないないが、ないないが、ないないが、ないないが、ないないが、ないないが、ないないが、ないないが、ないないが、ないないが、ないないが、ないないが、ないないないが、ないないが、ないないが、ないないないが、ないないないが、ないないないが、ないないないが、ないないないが、ないないないが、ないないないが、ないないないが、はいないないが、はいないないが、はいないないないないが、はいないないないないないないないないないないが、はいないないないないないないないないないないないないないないないないないないな
特定農林水産物等の生産の方法		(1)(2)アイウエオカ)	栽佐子出出 と の 最	ては、下記の条件をすべて満たすものとする。 熟粒及び異種穀粒の合計が 35%以下であるこ 粒等が5%以下であること 2%以下であること しであること 7.3mm のふるいで振るって、ふるい上に残る粒 る重量比が70%以上であること 0%以下であること
特定農林水産	物等の	佐	用町は、周囲	を山に囲まれた千種川水系の盆地にあり、千

特性がその生産地に 主として帰せられる ものであることの理 由 種川とその支流に沿って広がる耕地は川砂が混ざった水捌けがよい肥沃な土壌で、湿害に弱い大豆の生育に適している。昼夜の寒暖差も大きく、晩熟で大粒な「佐用もち大豆」の登熟期に当たる9月以降から、収穫される12月まで、10度以上の温度差が得られることから、粒数の確保と子実の肥大が良好である。

特性に偏りが生じないよう、佐用町では、町内に種子専用は場を設置し、原々種、原種、種子の厳格な管理を行い、「佐用もち大豆」固有の特性や形質・純度の維持に努めている。

もち大豆は、岡山県や鳥取県にも他系統が存在するものの、草丈が高く倒伏しやすいうえに一般的な大豆の7割程度の収量しかないため、現在は、ごく一部の生産者が栽培しているのみで、厳格な種子管理を行い産地として栽培を継続しているのは佐用町のみである。

なお、「佐用もち大豆」は、主茎長が一般的な栽培品種の1.5倍ほどあり、他産地のもち大豆よりもさらに草丈が高い独自の系統で、現在、他県には同一系統の存在は確認されていない。

佐用町では、この貴重な在来系統である「佐用もち大豆」を地域資源として活かすため、地域をあげて加工品開発に取り組んでおり、「佐用もち大豆」とその加工品は、町内外から佐用町の特産品として広く認識されている。

特定農林水産物等が その生産地において 生産されてきた実績 古くから味噌作りが盛んな旧佐用郡上月町(現佐用町)は、加工に適した大豆への関心が特に高い地域であり、昭和 50 年代後半に水田転作作物として大豆を選択した。その際に、隣培を高山県農業試験場等から在来種を導入して町内で試験表での関係者から一致して、岡山県、島町で高山県、島町で表して、西山県、島町で在ところ、地域内外の関係者から、兵庫県、旧佐用郡上にのが表が栽培でいたが、田佐用郡上にのが表が栽培でいたが、北京では、1 h a で開始し、兵庫県農業試験場の協力を得をいる。で開始し、兵庫県農業試験場の協力を得を記るに、選抜した優良系統の保存及び年度には 23 h a まで作付な種を設置した。さらに、平成6年には町内に原々種ほ、原種ほを設置した。このもため、平成6年には町内に原々種ほ、原種ほを設置した。

その後も一定の品質を保ちながら作付面積を増やし、現在、 佐用町では、生産者約 400 名が、約 70 haで年間約 80t(平成 29 年実績)の「佐用もち大豆」を生産している。

規則第5条第2項各 号に掲げる事項

法第13条第1項第4号ロの該当の有無:該当しない

商標権者の氏名又は名称:-

登録商標:一

指定商品又は指定役務:-

商標登録の登録番号:-

商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日(当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の残存期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日についても記載する。)

専用使用権者の氏名又は名称:一

商標権者等の承諾の年月日:一

登録生産者団体の名 称及び住所並びに代 表者の氏名 佐用もち大豆振興部会 兵庫県佐用郡佐用町佐用 2611 番地 1 会長 庵逧 典章

備考

(注)登録事項の変更があった場合には、変更年月日及び変更に係る事項の概要を記載する。